



に努めること)。

四 文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を行うに当たっては、これまでの文化芸術振興施策を通して培ってきた知見やネットワークを活用するとともに、学校の教育課程全体についての深い専門性を持つ他の教科や総合的な学習の時間等と連携を深め、または芸術家の参加を得る等して、学校現場等におけるより開かれた文化芸術教育の推進に努めること。

五 本法により、博物館の更なる振興を図るために、その事務を文化庁に一元化することとしていることを踏まえ、博物館運営・施設整備や学芸員の育成・配置等に関する支援策を一層講じるとともに、博物館に対する財政的支援の更なる拡充に努めること。

六 文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること)。

七 本法の成立を契機として、国は、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化芸術の担い手や関係団体に係る支援措置を強化するとともに、文化庁を中心として関係行政機関が一丸となつて文化芸術政策を推進できるような体制の構築に努めること。

八 平成三十一年九月に京都で開催されるICOM(国際博物館会議)京都大会は、文化庁の京都への本格移転に向けた重要な会議であることを政府は深く認識し、ICOM関係者が京都において我が国の文化に触れる貴重な機会である同大会が成功するよう、文化庁を中心に関係行政機関を挙げて取り組むこと。

九 文化庁の京都への本格移転は、文化行政の機能強化の途上であり、芸術文化の自主性等を基本理念とする文化芸術基本法や我が国の文化財の継承・活用等を図る文化財保護法等の文化振興施策をさらに発展・充実させてい

くため、「文化省」の創設を見据え、引き続き文化行政に関する取組の在り方を検討すること。

以上であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○富岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○富岡委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりませんので、これを許します。林文部科学大臣。

○林国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○富岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○富岡委員長 次回は、来る三十日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十一分散会